

# 分類表 (サービス関連産業B)

## 目次

ページ

### I サービス関連産業Bの事業内容

※ ⑨～⑰の番号は、調査票第1面の「7 事業別売上(収入)金額」の事業別内訳と対応しています。

|  |    |
|--|----|
| ⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入  |    |
| ● 情報サービス事業   | 1  |
| ● インターネット附随サービス事業  | 2  |
| ⑩ 不動産事業の収入   | 3  |
| ⑪ 物品賃貸事業の収入  | 3  |
| ⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入  |    |
| ● 学術・開発研究事業  | 4  |
| ● 専門サービス事業   | 4  |
| 〔法務・会計事務、デザイン事業、著述家、芸術家、経営コンサルタント、<br>興信所、翻訳・通訳事業、不動産等鑑定事業、司会事業 など〕    |    |
| ● 広告事業   | 5  |
| ● 技術サービス事業   | 6  |
| 〔獣医業、建築設計事業、測量・地質調査事業、機械設計事業、商品検査事業、<br>計量証明事業、写真事業、プラントエンジニアリング事業 など〕 |    |
| ⑬ 宿泊事業の収入  | 8  |
| ⑭ 飲食サービス事業の収入  | 8  |
| ⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入   |    |
| ● 洗濯・理容・美容・浴場事業  | 8  |
| ● その他の生活関連サービス事業   | 9  |
| 〔旅行業、衣服裁縫修理、物品預り、冠婚葬祭事業、写真現像業、チケット類売買業 など〕                             |    |
| ● 娯楽事業   | 10 |
| ⑯ 社会教育、学習支援事業の収入   | 11 |
| ⑰ 上記以外のサービス事業の収入   |    |
| ● 廃棄物処理事業  | 12 |
| ● 自動車整備事業  | 12 |
| ● 機械等修理事業  | 13 |
| ● 職業紹介・労働者派遣事業   | 14 |
| ● その他の対事業所サービス   | 14 |
| 〔速記、建物サービス事業、警備事業、ディスプレイ事業、コールセンター、ポスティング など〕                          |    |
| ● その他のサービス   | 14 |

### II 施設・店舗等の形態番号

〔研究所、宿泊所(旅館、ホテルなど)、飲食店(レストラン、ラーメン店など)、持ち帰り・配達飲食サービス店、公衆浴場、映画館、興行場・興業団、競馬場、スポーツ施設(体育館、ゴルフ場など)、公園・遊園地、遊戯場(ゲームセンターなど)、社会教育施設(博物館、動物園など)など〕

平成 24 年 2 月

総務省・経済産業省

## 《 利用のしかた 》

1. 調査票第2面「サービス関連産業Bの事業収入内訳」欄の分類番号、事業内容等の記入に当たっては、この分類表の「Ⅰ サービス関連産業Bの事業内容」を参照してください。
2. 調査票第2面「施設・店舗等形態」欄の記入に当たっては、この分類表の「Ⅱ 施設・店舗等の形態番号」を参照してください。

I サービス関連産業Bの事業内容

⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入 ※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                     | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等   |
|--------------------------|----------|---|---|
| <b>情報サービス事業</b>          |          |   |   |
| 受注ソフトウェア開発事業             |          |   | 顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業。  |
| 受注開発ソフトウェア               | 0901     |   | 特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェア。システムインテグレーション・サービスや保守業務も含まれます。<br>【内容例示】<br>○ 受注ソフトの開発、情報システム開発<br>○ ホームページの受注制作（プログラム作成を含むものに限る）  |
| 組込みソフトウェア                | 0902     |   | 情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気機械器具等の機能を実現するために組込まれるソフトウェア。  |
| ソフトウェアプロダクツ事業            |          |   | 不特定多数のユーザーを対象としてイージーオーダー又はレディメイドによるソフトウェアの開発・作成事業。<br>他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合を含みます。   |
| 業務用パッケージソフトウェア           | 0903     |   | 業務用に使用されるソフトウェア・プロダクツ。  |
| 基本ソフトウェア                 | 0904     |   | コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェア。   |
| ゲームソフトウェア                | 0905     |   | 家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機、パーソナルコンピュータ等で用いるゲームソフトウェア（ゲームソフトウェアの一部を構成するプログラムを含みます。）の作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業。  |
| <b>情報処理サービス事業</b>        |          |   |   |
| 受託計算サービス                 | 0906     |   | 電子計算機などを用いて、委託計算サービス、データエントリーサービスなどを行う事業。<br>情報処理、ソフトウェアの作成から一貫して行う ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービス、情報処理コンサルティングサービス（ICT 関連投資に係わる企画コンサルティングのみ）などの事業。<br>【内容例示】<br>○ 受託計算サービス、計算センター、タイムシェアリングサービス、マシンタイムサービスなど |
| システム等管理運営受託              | 0907     |   | ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託する事業。オペレーター、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合を含みます。<br>【内容例示】<br>× 労働者派遣法上の労働者派遣の場合 ⇒ 「1730 労働者派遣事業」   |
| その他の情報処理サービス             | 0908     |   | データ入力、情報処理に関する講習会・講師派遣などの事業。<br>【内容例示】<br>× データ入力を契約先で行う場合 ⇒ 「0907 システム等管理運営受託」   |
| <b>情報提供サービス事業</b>        |          |   |   |
|                          |          |   | 各種データを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベース提供事業。<br>【内容例示】<br>○ 不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報 など   |
| データベースサービス（インターネットによるもの） | 0909     |   | インターネット経由でのデータベース提供事業。  |
| データベースサービス（その他）          | 0910     |   | インターネット以外のオンライン（専用回線）又はDVDなどの媒体によるデータベース提供事業。   |
| 各種調査事業                   | 0911     |   | 市場調査、世論調査、経済・社会調査など。<br>【内容例示】<br>× 情報処理コンサルティングサービス ⇒ 「0906 受託計算サービス」  |
| その他情報処理・情報提供サービス事業       | 0912     |   | その他上記以外の情報処理・提供サービス事業。<br>【内容例示】<br>○ ネットワーク構築（LAN・WAN 機器の設定を含む）など  |

⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                                    | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等  |
|---|----------|---|--|
| <b>インターネット附随サービス事業</b>                  |          |   |  |
| ポータルサイト・サーバ<br>運営サービス事業                 |          |   | インターネットを通じて情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業。   |
| ウェブ情報検索<br>サービス                         | 0913     |   | ウェブ上で公開されている情報を検索するサイトの運営事業。   |
| インターネット・ショッ<br>ピング・サイト等運営               | 0914     |   | インターネット・ショッピング・サイト及びインターネット・オークション・サイトを運営する事業。<br>【内容例示】<br>○ サイトに出店する小売事業所からの出店収入<br>× 自ら商品の販売を行う場合 ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 |
| その他のサイト運営                               | 0915     |   | その他のサイト運営事業。<br>【内容例示】<br>○ コミュニケーションサイト、インターネットゲームサイト など<br>× 音楽、映像等のデータを配信する事業 ⇒ 「0917 ウェブコンテンツ配信事業」                   |
| <b>アプリケーション・サービス・<br/>コンテンツ・プロバイダ事業</b> |          |   |  |
| アプリケーション・サー<br>ビス・コンテンツ・<br>プロバイダ (ASP) | 0916     |   | 業務用ソフトウェアを複数の利用者にインターネット経由で提供するサービス事業。<br>【内容例示】<br>× ソフトウェアの開発から一貫して行うもの ⇒ 「0906 受託計算サービス事業」                            |
| ウェブコンテンツ配信                              | 0917     |   | 映像、音楽、ゲームソフト等をインターネット経由で配信する事業。<br>【内容例示】<br>× 不動産情報、気象情報、経済情報等の情報を収集・加工し、提供を行う事業<br>⇒ 「0909 又は 0910 の 情報提供サービス」         |
| <b>インターネット利用サポート事業</b>                  |          |   |  |
| 電子認証                                    | 0918     |   | ネットワーク上の個人・法人の本人確認等を行う電子認証事業。  |
| セキュリティサービス                              | 0919     |   | セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウイルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する事業。  |
| 課金・決済代行                                 | 0920     |   | ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う事業。  |
| その他のインターネット<br>利用サポート                   | 0921     |   | インターネットを通じてサービス提供を行う事業のうち上記以外の事業。  |

⑩ 不動産事業の収入、⑪ 物品賃貸事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                    |                    | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等  |
|-------------------------|--------------------|----------|---|--|
| <b>不動産事業</b>            |                    |          |   |  |
| 不動産<br>取引<br>事業         | 建物売買               | 1001     |   | 建物の売買を行う事業。  |
|                         | 土地売買               | 1002     |   | 土地の売買（分譲を含む）を行う事業（土地の開発を行う事業も含む）。  |
|                         | 不動産代理・仲介           | 1003     |   | 不動産の売買、貸借、交換の代理又は仲介を行う事業（駐車場の貸借の仲介を含む）。  |
| 不動産<br>賃貸・<br>管理<br>事業  | 事務所等賃貸（1か月以上の賃貸物件） | 1004     |   | 比較的長期（通例月別又はそれ以上）の事務所などの賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 貸事務所（賃貸期間1か月以上のもの）、貸倉庫（賃貸期間1か月以上のもの）など  |
|                         | 事務所等賃貸（1か月未満の賃貸物件） | 1005     |   | 比較的短期（通例時間別、日別又は週別）の事務所、店舗などの賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 貸事務所（賃貸期間1か月未満のもの）、貸会議室（賃貸期間1か月未満のもの）など  |
|                         | 土地賃貸               | 1006     |   | 土地の賃貸事業。   |
|                         | 貸家                 | 1007     |   | 住宅（店舗併用住宅を含む）の賃貸事業。  |
|                         | 貸間                 | 1008     |   | 専用又は共用の炊事用排水設備がなく独立して家庭生活を営むことができない部屋の賃貸事業。  |
|                         | 駐車場賃貸、管理           | 1009     |   | 駐車場の賃貸及び管理事業。<br>【内容例示】<br>× 駐輪場 ⇒ 「1513 物品預り」   |
|                         | 不動産管理              | 1010     |   | ビル、分譲マンション、賃貸住宅等の所有者（管理組合等を含む）の委託を受けて、経営事業、保全事業など不動産の管理を行う事業。  |
| <b>物品賃貸事業（リース、レンタル）</b> |                    |          |   |  |
| 産業用機械器具                 | 1101               |          |   | 各種産業用に供する生産設備、機械器具など、事業所向けの機械器具の賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 農業・林業・水産業用機械・設備、土木・建設機械、生産設備、工作機械<br>○ 通信設備、放送設備、冷凍・冷蔵ショーケース、自動販売機、パチンコ台<br>○ アーケードゲーム機、ジェットコースター、船舶、航空機 など   |
| 事務用機械器具                 | 1102               |          |   | 事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 複写機、パーソナルコンピュータ、サーバー、プリンタ など  |
| 自動車                     | 1103               |          |   | 自動車の賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 乗用車、トラック、マイクロバス など<br>× フォークリフト、構内運搬車両 など ⇒ 「1101 産業用機械器具」<br>× 自転車 ⇒ 「1104 スポーツ・娯楽用品」  |
| スポーツ・娯楽用品               | 1104               |          |   | スポーツ用品及び娯楽用品の賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 自転車、ヨット、モーターボート、スキー、スノーボード、スケート靴<br>○ テント、運動会用具、パーティーグッズ など<br>× ボウリング機、パチンコ台、アーケードゲーム機、遊園地の遊具など事業用の機器・設備<br>⇒ 「1101 産業用機械器具」  |
| その他の物品                  | 1105               |          |   | 映画・演劇用品、音楽・映像記録物、衣しょうなど上記以外の賃貸事業。<br>【内容例示】<br>○ 映画フィルム、映写機、映画用諸道具、映画・演劇用衣しょう、音楽CD、映画DVD、楽器<br>○ 結婚式用衣しょう、紋服・着物、洋装・ドレス、作業服、ユニフォーム<br>○ 医療・介護用品、家具、ふとん・寝具、インテリア<br>○ 装飾用品、美術品、観葉植物、ペット、貸本、花輪 など<br>× 映画の配給 ⇒ 調査票7欄の「⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」<br>× リネンサプライ ⇒ 「1503 リネンサプライ」 |

⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                  | 分類<br>番号   | ※   | 内容例示等   |
|-----------------------|------------|---|---|
| <b>学術・開発研究事業</b>      |            |   |   |
| 学術・開発研究事業             | 1201       | ○   | 学術研究、試験、開発研究などを行う事業。<br>【収入例示】<br>受託研究収入、補助金・交付金などで開発・研究に係わる収入。<br>【内容例示】<br>○ 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所、人文・社会科学研究所 など |
| <b>専門サービス事業</b>       |            |   |   |
| 法務・<br>会計サービス         | 法律事務       | 1202  | 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行う事業。   |
|                       | 特許事務       | 1203  | 特許、実用新案、意匠又は商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理及び鑑定などを行う事業。  |
|                       | 公証人、司法書士事務 | 1204  | 公正証書の作成、私署証書の認証などを行う事業。   |
|                       | 土地家屋調査士事務  | 1205  | 不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続きなどを行う事業。   |
|                       | 行政書士事務     | 1206  | 官公署に提出する書類などの作成を行う事業。   |
|                       | 公認会計士事務    | 1207  | 財務書類の監査又は財務に関する調査、相談などを行う事業。  |
|                       | 税理士事務      | 1208  | 税務代理、税務書類の作成及び税務相談などを行う事業。  |
|                       | 社会保険労務士事務  | 1209  | 労働・社会保険諸法令に基づく申請書・帳簿書類の作成、提出手続の代行、労務管理相談・指導などを行う事業。   |
| <b>デザイン事業</b>         |            |   |   |
| インダストリアルデザイン          | 1210       | 機器（輸送・電気・音響・事務など）、スポーツ用品などの工業デザインを行う事業。   |   |
| パッケージデザイン             | 1211       | 箱、商品個装（詰め合わせ商品なども含む）のデザインを行う事業。   |   |
| グラフィックデザイン            | 1212       | ポスター、装丁、カタログ、パンフレットなどのデザインを行う事業。  |   |
| ディスプレイデザイン            | 1213       | 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドーディスプレイなどのデザインを行う事業。   |   |
| インテリアデザイン             | 1214       | 室内の構成と装飾のデザインを行う事業。   |   |
| テキスタイルデザイン、ファッションデザイン | 1215       | カーテン、カーペットなどインテリアファブリック繊維製品、生地、既製服、靴、ユニフォーム、タペストリー、帽子、ハンドバック、装身具、スカーフ、履物などのデザインを行う事業。         |   |
| マルチメディアデザイン           | 1216       | デジタルコンテンツ（アプリケーション・ソフトウェア、CD-ROMなど）、インタラクティブメディア、オンラインプロダクト（Webなど）、インターネットホームページなどのデザインを行う事業。 |   |
| その他デザイン               | 1217       | クラフトデザイン、ジュエリーデザイン、サインデザイン、庭園、道路、建物、都市計画・造成、本・雑誌、完成予想図などのデザインを行う事業。                           |   |
| 著述家                   | 1218       |   | 個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評などを行う事業。   |
| 芸術家                   | 1219       |   | 個人で美術・音楽・演劇などの芸術作品の創作、演出などを行う事業。  |

⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容         | 分類<br>番号 | ※    | 内容例示等  |
|--------------|----------|------|--|
| 専門サービス事業     |          |      |  |
| 経営コンサルタント    | 1220     |      | 企業経営（マネジメント）に関する診断、指導、教育訓練、調査研究などを行う事業。  |
| 持株会社事業       | 1221     |      | 株式保有を通じた傘下グループ企業の事業活動を支配・管理する事業。<br>なお、傘下企業から受け取る収入の取扱いは以下のとおりとなります。<br>【収入例示】<br>○ 受取配当金、経営管理収入<br>× 不動産賃料 ⇒ 「1004～1010の不動産賃貸・管理事業」の該当する分類<br>× 技術研究収入 ⇒ 「1201学術・開発研究事業」<br>× 業務代行・受託収入 ⇒ 該当する業務の分類に含めます。<br>× 営業収益の受取利息 ⇒ 調査票7欄の「⑦金融、保険事業の収入」                            |
| 興信所事業        | 1222     |      | 個人及び法人の信用調査を行う事業。  |
| 翻訳・通訳事業      | 翻訳事業     | 1223 | ある言語で表現された文章の内容を他の言語になおすことを行う事業。   |
|              | 通訳事業     | 1224 | 言語を異にする人々の間に立って、その会話の仲立ちをする事業。   |
|              | 通訳案内事業   | 1225 | 訪日外国人に対し、旅行に関する案内を行う事業。  |
| 不動産鑑定事業      | 1226     |      | 不動産に関する鑑定評価、調査、相談などの事業を行う事業。   |
| その他の専門サービス   | 1227     |      | 鑑定（不動産を除く）、司会、計理士事務、コピーライター、海事代理士、投資顧問（証券・商品投資を除く）などの専門サービスを提供する事業。  |
| 広告事業         |          |      |  |
| 広告事業         |          |      | 依頼人（広告主）のために広告する事業及び、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択（新聞、テレビ、インターネット等）などの総合的な広告に関するサービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>× 看板書き ⇒ 「1738看板書き」<br>× メーリングサービス、サンプル配布、ポスティング、ちんどん屋など広告主以外の事業者からの依頼で行う場合 ⇒ 「1739その他の対事業所サービス」<br>× 映像・音声・印刷物に係る広告制作事業<br>⇒ 7欄の「⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」 |
| 新聞広告         | 1228     |      | 日刊紙、業界紙などの広告媒体。  |
| 雑誌広告         | 1229     |      | 月刊誌、週刊誌、専門誌などの広告媒体。  |
| テレビ広告        | 1230     |      | 地上波、CS、BS、CATVなどの広告媒体。   |
| ラジオ広告        | 1231     |      | AM、FMなどラジオの広告媒体。   |
| 交通広告         | 1232     |      | 旅客乗物（鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶など）、交通機関の建造物（空港、駅など）の広告媒体。   |
| 屋外広告         | 1233     |      | 広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの広告媒体。<br>【内容例示】<br>× 看板書き ⇒ 「1738看板書き」   |
| インターネット広告    | 1234     |      | インターネット広告（バナー、テキスト、検索結果連動型など）、電子メール広告、モバイル広告（携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告）などの広告媒体。   |
| 折込み・ダイレクトメール | 1235     |      | 新聞の折込み広告、印刷物の郵送広告などの広告媒体。  |

⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                                   |                | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等   |
|--|----------------|----------|---|---|
| 広告事業（つづき）                              |                |          |   |   |
|  | SP・PR・催事企画     | 1236     |   | SP（セールスプロモーション）、PR（パブリックリレーションズ）、催事（イベント）企画。  |
|  | その他広告          | 1237     |   | 上記以外の広告。<br>【内容例示】<br>○ 電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告<br>○ 海外広告（海外の広告媒体を利用して実施する広告）<br>○ 広告のための調査、広告の企画・開発、広告技術の開発<br>○ 自ら発行するフリーペーパー（広告誌など）による広告 など   |
| 技術サービス事業                               |                |          |   |   |
|  | 獣医業            | 1238     |   | 獣医学上の内科的、外科的、歯科的服务事業。   |
| 土木<br>建築<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>事<br>業 | 建築設計           | 1239     |   | 建築設計、設計監理などの土木・建築サービス事業。  |
|  | 測量             | 1240     |   | 土木測量、河川測量、境界測量などの土木・建築サービス事業。   |
|  | その他の土木建築サービス   | 1241     |   | 地質調査、試すい（錐）（鉱山用を除く）、建築積算など、その他の土木建築サービス事業。  |
| 機械設計事業                                 |                |          |   | 機械を製造するための計画組立図面、設計書等、詳細図面等を作成する事業。<br>【内容例示】<br>× プラントエンジニアリング ⇒ 「1263 プラントエンジニアリング事業」<br>× 労働者派遣法上の労働者派遣に該当する技術者の派遣 ⇒ 「1730 労働者派遣事業」<br>× 機械設計から製造までを一貫して行う場合 ⇒ 7欄の「(ウ)製造品の出荷額・加工賃収入額」<br>× 製造を請け負うが、自らは設計のみ行い、製造は他の事業所へ委託している場合<br>⇒ 第7欄の「① 卸売業の商品販売額」 |
|  | 機械設計（基本設計）     | 1242     |   | 機械や装置の基本設計業務（基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成など）及び設計の総合管理業務。  |
|  | 機械設計（計画設計）     | 1243     |   | 基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務。<br>基本設計を基に参考例を応用して行う類似計画設計も該当します。   |
|  | 機械設計（詳細設計）     | 1244     |   | 詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成する業務。  |
|  | 機械設計（コンサルティング） | 1245     |   | 機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的又は立地条件等の情報を提供する業務。  |
|  | その他の機械設計       | 1246     |   | 上記以外の機械設計業務。<br>【内容例示】<br>○ テクニカルイラスト、トレース、出張業務 など  |
| 商品検査事業                                 |                | 1247     |   | 各種商品に関する検査、検定、品質管理を行う事業。<br>【内容例示】<br>× 非破壊検査法による商品検査 ⇒ 「1248 非破壊検査事業」  |
| 非破壊検査事業                                |                | 1248     |   | 物を壊さずに、その内部、表面のきず、劣化など検査する事業。原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう（梁）、ビル等の構築物、設備・装置などを対象とする検査事業。  |

⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容           | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等   |
|----------------|----------|---|---|
| 一般計量証明事業       |          |   | 委託を受けて、貨物の積卸又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明を行う事業。<br>【内容例示】<br>× 船積貨物の積込、陸揚に関わる検数、鑑定、検量事業<br>⇒ 調査票7欄「⑥ 運輸、郵便事業の収入」   |
| 一般計量測定（質量）     | 1249     |   | 貨物の質量の測定・証明を行う事業。   |
| 一般計量測定（体積）     | 1250     |   | 貨物の体積の測定・証明を行う事業。   |
| その他の一般計量測定     | 1251     |   | 貨物の長さ、面積、熱量など上記以外の測定・証明を行う事業。   |
| 環境計量証明事業       |          |   | 委託を受けて、環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明を行う事業。  |
| 環境計量測定（大気）     | 1252     |   | ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定・証明を行う事業。   |
| 環境計量測定（水質）     | 1253     |   | 河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定・証明を行う事業。  |
| 環境計量測定（土壌）     | 1254     |   | 水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定・証明を行う事業。  |
| 環境計量測定（騒音）     | 1255     |   | 事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定・証明を行う事業。   |
| 作業環境測定         | 1256     |   | 「作業環境測定法施行規則」により、有害な事業として指定された下記5区分の作業場内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定・証明を行う事業。<br>①粉じんを著しく発散する屋内作業場、②放射性物質取扱作業室、③特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場、④鉛業務を行う屋内作業場、⑤有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場 |
| 建物内測定（空気）      | 1257     |   | 興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス等空気の測定・証明を行う事業。   |
| 建物内測定（飲料水）     | 1258     |   | 興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の水質測定・証明を行う事業。   |
| その他の環境計量証明     | 1259     |   | 上記以外の環境の状態に関する測定・証明を行う事業。   |
| その他の計量証明       | 1260     |   | 一般計量証明、環境計量証明以外の計量証明事業で、委託を受けて貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物等を計量しその結果の証明を行う事業。  |
| 写真事業（商業写真を除く）  | 1261     |   | 撮影を中心とした写真関連一般事業（ただし、商業写真を除く）。<br>【内容例示】<br>× フィルムの現像、焼付、引伸及びその取り次ぎ ⇒ 「1251 写真現像、焼付」  |
| 商業写真事業         | 1262     |   | 広告・出版等事業使用のための撮影を中心とした写真関連一般事業。<br>【内容例示】<br>× フィルムの現像、焼付、引伸及びその取り次ぎ ⇒ 「1251 写真現像、焼付」   |
| プラントエンジニアリング事業 | 1263     |   | 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工管理を一括して請負、これらのサービスを提供する事業。   |
| その他の技術サービス     | 1264     |   | 上記以外の技術サービス事業。<br>【内容例示】<br>○ プラントメンテナンス、電気保安協会事業、農業普及指導 など   |

⑬ 宿泊事業の収入、⑭ 飲食サービス事業の収入、⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容            | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等  |
|-----------------|----------|---|--|
| 宿泊事業            |          |   |  |
| 宿泊事業            | 1301     | ○ | <p>旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの宿泊事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 施設内の直営レストランの収入 ⇒ 「1401 飲食サービス事業」</li> <li>× 直営売店の収入は ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」</li> <li>× 船宿 ⇒ 「1531 遊漁船」</li> </ul>  |
| 飲食サービス事業        |          |   |  |
| 飲食サービス事業        | 1401     | ○ | <p>飲食店（食堂・レストランなど）、持ち帰り飲食サービス（すし、弁当など）、配達飲食サービス（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の飲食サービス事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食堂・レストラン、持ち帰りすし・弁当、宅配ピザ、給食センター、病院給食</li> <li>× あらかじめ調理した料理の販売 ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」</li> <li>× 宿泊サービスに含まれる飲食サービス ⇒ 「1301 宿泊サービス事業」</li> <li>× 結婚披露宴の一環としての飲食の提供 ⇒ 「1517 結婚式場事業」</li> <li>× インターネットカフェ（飲食を主としないもの）及び漫画喫茶店（飲食を主としないもの） ⇒ 「1535 その他の娯楽事業」</li> </ul> |
| 洗濯・理容・美容・浴場事業   |          |   |  |
| 普通洗濯            | 1501     |   | <p>衣服その他の繊維製品及び皮革製品の洗濯事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ クリーニング事業</li> <li>× コインランドリー ⇒ 「1509 その他の洗濯・理容・美容・浴場」</li> </ul>  |
| 洗濯物取次           | 1502     |   | 洗濯物の受取り及び引渡し事業。  |
| リネンサプライ         | 1503     |   | <p>繊維製品（シーツ、ベッドカバー、おしぼり、タオル等）を洗濯し、貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 作業服、ユニフォーム等のレンタル ⇒ 物品賃貸事業の「1105 その他の物品」</li> </ul>  |
| 理容              | 1504     |   | 頭髪の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業。   |
| 美容              | 1505     |   | パーマネントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業。  |
| 公衆浴場            | 1506     | ○ | 温湯、潮湯、温泉などにより入浴させる事業。  |
| 洗張・染物           | 1507     |   | 個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業及び衣類、織物などの染色を行う事業、その取次ぎ事業。  |
| エステティック         | 1508     |   | 手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業。   |
| その他の洗濯・理容・美容・浴場 | 1509     |   | <p>その他の個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コインシャワー、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン</li> <li>○ 寝具消毒・乾燥事業、コインランドリー など</li> </ul>  |

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                       |                  | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等  |
|----------------------------|------------------|----------|---|--|
| その他の生活関連サービス事業             |                  |          |   |  |
| 旅行                         | 旅行業              | 1510     |   | 第一種・第二種・第三種旅行業。  |
|                            | 旅行代理業<br>(旅行代理店) | 1511     |   | 旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業。  |
| 衣服裁縫修理                     |                  | 1512     |   | 顧客（一般消費者）の材料で衣服の裁縫、修理、裏返しなどを行う事業。  |
| 物品預り                       |                  | 1513     |   | 一時的に物品を預かる事業。<br>【内容例示】<br>○ コインロッカー、駐輪場 など<br>× 倉庫に物品を預かる場合 ⇒ 7欄の「⑥ 運輸、郵便事業の収入」   |
| 火葬業                        |                  | 1514     |   | 死体を火葬する事業。   |
| 墓地管理                       |                  | 1515     |   | 墓地の管理を行う事業。  |
| 冠<br>婚<br>葬<br>祭<br>事<br>業 | 葬儀事業             | 1516     |   | 死体埋葬準備、葬儀執行及び年忌法要等を行う事業。<br>【内容例示】<br>× 霊きゅう自動車で死体を運搬する事業 ⇒ 7欄の「⑥ 運輸業、郵便事業の収入」   |
|                            | 結婚式場事業           | 1517     |   | 挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業。   |
|                            | 冠婚葬祭互助会事業        | 1518     |   | 冠婚葬祭互助会：婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行い、これらの便益の提供を受ける者（会員）から、当該便益等の提供に先立って、対価の一部又は全部を2ヶ月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領する事業。<br>冠婚葬祭互助会が取扱う結婚式又は葬儀等に係る手数料収入及び積立金等の金利収入が該当します。                                     |
| 食品賃加工                      |                  | 1519     |   | 顧客（一般消費者）所有の粉及び穀類などを賃加工する事業。   |
| 結婚相談、結婚式場紹介                |                  | 1520     |   | 婚礼のための相談、結婚式場の紹介、会員に対する結婚相手の紹介などを行う事業。   |
| 写真現像、焼付                    |                  | 1521     |   | フィルム現像、焼付、引伸業務及び取次、フィルム複写を行う事業。<br>【内容例示】<br>○ フィルム現像、写真焼付、DPE取次業、デジタルカメラ写真プリント など<br>× 写真撮影事業（商業写真） ⇒ 「1262 商業写真事業」<br>× 写真撮影事業（商業写真を除く） ⇒ 「1261 写真事業（商業写真を除く）」<br>× 映画フィルムの現像 ⇒ 7欄「⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業」 |
| その他の生活関連サービス               |                  | 1522     |   | 上記「1510～1521」以外の生活関連サービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ 観光案内（ガイド）、運転代行業務<br>○ チケット類売買業務、金券ショップ、宝くじ売さばき業務<br>○ 易断、観相、靴磨き<br>○ 古綿打直し業務、綿打直し仲介業務<br>○ ペット美容、犬猫霊園管理事務 など   |

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等  |
|---------------------|----------|---|--|
| 娯楽事業                |          |   |  |
| 映画館、興行事業            | 1523     | ○ | 映画館、劇場、劇団、楽団、舞踊団、興行場、興行団（芸能、演芸、スポーツ興行など）などの娯楽を提供する事業。<br>【収入例示】<br>入場料・興行収入、出演料収入、施設利用料収入、興行場賃貸収入 など   |
| 競輪、競馬、競艇、オートレース事業   | 1524     | ○ | 競輪、競馬、競艇、オートレースの競技団及び競輪場、競馬場などの施設を提供する事業。<br>【収入例示】<br>入場料収入、施設利用料収入、勝者・勝馬・勝車・勝舟投票券収入 など   |
| スポーツ施設提供事業（興行施設を除く） | 1525     | ○ | 興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うための施設を提供する事業。<br>【収入例示】<br>施設利用料収入、会費収入など<br>【内容例示】<br>○ 陸上競技場、野球場、サッカー場、馬術場、漕艇場<br>○ 体育館、競泳プール、スケート場、バレーボール場、柔道場、剣道場、弓道場<br>○ ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、テニス練習場、パテイングセンター<br>○ フィットネスクラブ など<br>× パターゴルフ ⇒ 「1528 その他の遊戯場事業（パチンコホールを除く）」<br>× 野球場（プロ野球興行用） ⇒ 「1523 映画館、興行事業」 |
| 公園、遊園地、テーマパーク事業     | 1526     | ○ | 公園、遊園地、テーマパークの施設提供事業。<br>【収入例示】<br>入場料収入、施設利用料収入など   |
| パチンコホール             | 1527     |   | パチンコ、パチスロ、アレンジボール、じゃん球などを行うための施設を提供し、貸し球又はメダルなどを景品と交換する事業。<br>【収入例示】<br>貸玉等料金収入など  |
| 遊戯場事業（パチンコホールを除く）   | 1528     | ○ | ビリヤード、囲碁・将棋、マージャン、スロットマシン、アーケードゲーム、射的など遊戯を行うための施設を提供する事業。  |
| ダンスホール              | 1529     |   | ダンスを行うための施設を提供する事業。ダンスホールを賃貸する事業も含まれます。  |
| マリーナ                | 1530     |   | ヨット、モーターボート、クルーザー、水上オートバイなどのプレジャーボートを保管するための施設を提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ マリーナ、ヨットハーバー など<br>× 漕艇場 ⇒ 「1525 スポーツ施設提供事業」   |
| 遊漁船                 | 1531     |   | 船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類などの水産動植物を採捕させる事業。<br>【内容例示】<br>× 遊覧船 ⇒ 7欄の「⑥ 運輸業、郵便事業の収入」   |
| 芸ぎ                  | 1532     |   | 芸ぎ（妓）などの娯楽を提供する職業的個人及びこれらを有する事業。<br>【内容例示】<br>○ 芸ぎ（妓）、置屋、検番 など   |
| カラオケボックス            | 1533     |   | 個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業。<br>【内容例示】<br>× 飲食を提供する事業に附帯するサービスの場合 ⇒ 「1401 飲食サービス事業」<br>× カラオケと別料金の飲食サービス ⇒ 「1401 飲食サービス事業」  |
| 娯楽に附帯するサービス         | 1534     |   | 娯楽に附帯するサービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ プレイガイド、場外馬券・車券等売場、競輪・競馬等予想<br>○ 演劇俳優あっせん、ゴルフ会員券売買（売買あっせんを含む） など<br>× 宝くじ売りさばき事業 ⇒ 「1522 その他の生活関連サービス」   |
| その他の娯楽事業            | 1535     |   | その他の娯楽を提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ インターネットカフェ（飲食を主としないもの）、漫画喫茶店（飲食を主としないもの）<br>○ ジュークボックス<br>○ 釣堀、金魚すくい など  |

⑯ 社会教育、学習支援事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容                          |               | 分類<br>番号 | ※  | 内容例示等  |
|-------------------------------|---------------|----------|--|--|
| <b>社会教育、学習支援事業</b>            |               |          |  |  |
| 社会<br>教育<br>事業                | 社会教育施設提供事業    | 1601     | ○  | 公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設など。<br>【収入例示】<br>施設利用料収入、管理運営収入など   |
|                               | 社会通信教育        | 1602     |  | 通信により一定の教育計画の下に教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答などを行う事業（学校教育法による通信教育を除く）。   |
| 職業・<br>教育<br>支援<br>事業         | 職員教育施設・支援事業   | 1603     |  | 官公庁、企業からの委託を受けて教育・研修を行う事業。<br>【内容例示】<br>○ 研修所、訓練センター、技術研修センター など   |
|                               | 職業訓練施設        | 1604     |  | 公的に職業能力開発、技能講習などを行う事業。   |
|                               | その他の職業・教育支援施設 | 1605     |  | その他の職業・教育支援施設を営む事業。  |
| 学習塾、<br>教養・<br>技能<br>教授<br>事業 | 学習塾           | 1606     |  | 小学生、中学生、高校生などに学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など<br>【内容例示】<br>× 幼稚園・小学校受験のための幼児教育、家庭教師 ⇒ 「1613 その他の教養・技能教授」<br>× 学校教育法による学校教育 ⇒ 7欄の「(キ) 学校教育事業の収入」   |
|                               | 音楽教授          | 1607     |  | 音楽に関する技能・技術を教授する事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など<br>【内容例示】<br>○ ピアノ教授、バイオリン教授、三味線・琴教授、声楽教授、カラオケ教室 など   |
|                               | 書道教授          | 1608     |  | 書道を教授する事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など  |
|                               | 生花・茶道教授       | 1609     |  | 生花・茶道を教授する事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など   |
|                               | そろばん教授        | 1610     |  | そろばんを教授する事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など  |
|                               | 外国語会話教授(教室)   | 1611     |  | 外国語会話を教授する事業。外国語会話教室。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など   |
|                               | スポーツ・健康教授     | 1612     |  | スポーツ技能、健康、美容などの増進のため、指導者が水泳、ヨガ、テニス、ゴルフ、柔道、体操などを教授することを主たる目的とする事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など<br>【内容例示】<br>× スポーツ施設を提供する事業 ⇒ 「1525 スポーツ施設提供事業（興行施設を除く）」   |
|                               | その他の教養・技能教授   | 1613     |  | その他の教養、技能、技術などを教授する事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など<br>【内容例示】<br>○ カルチャーセンター（総合的なもの）、囲碁・将棋教室、パソコン教室、編物教室、家庭教師<br>○ 舞踊教授所（日本舞踊）、ダンス教室、フラワーデザイン教室、美術教室、着物着付教室<br>○ 料理教室（専修学校、専門学校及び資格取得を目的とするものでないもの） など<br>× 碁会所、将棋所 ⇒ 「1528 遊戯場事業（パチンコホールを除く）」 |
| その他の教育、学習支援事業                 | 1614          |          | 免許や資格の取得を目的として行うその他の教育、学習支援事業。<br>【収入例示】<br>入会金・会費収入、受講料収入、教材収入など<br>【内容例示】<br>○ 自動車教習所、フリースクール<br>○ 調理師学校（資格取得を目的としたもので、専修学校及び各種学校でないもの） など<br>× 通信教育 ⇒ 「1602 社会通信教育」<br>× 学校教育法による「専修学校」及び「各種学校」 ⇒ 調査票7欄の「(キ) 学校教育事業の収入」 |  |

⑰ 上記以外のサービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容           | 分類<br>番号      | ※    | 内容例示等   |
|----------------|---------------|------|---|
| <b>廃棄物処理事業</b> |               |      |   |
| 一般廃棄物処理事業      | し尿収集運搬        | 1701 | し尿を収集運搬する事業。  |
|                | し尿処分          | 1702 | 収集されたし尿を処分する事業。   |
|                | 浄化槽清掃         | 1703 | 浄化槽の清掃を行う事業。  |
|                | 浄化槽保守点検       | 1704 | 浄化槽の保守点検を行う事業。  |
|                | ごみ収集運搬        | 1705 | ごみ、粗大ゴミ等の一般廃棄物（し尿等を除く）の収集運搬事業。  |
|                | ごみ処分          | 1706 | 粗大ゴミ等の一般廃棄物（し尿等を除く）の処分。<br>【内容例示】<br>○ ゴミ焼却、ごみ高速たい肥化事業 など   |
| 産業廃棄物処理事業      | 産業廃棄物収集運搬     | 1707 | 事業活動による廃棄物（専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物を除く）を収集運搬する事業。<br>【内容例示】<br>○ 産業廃棄物収集運搬、船舶廃油収集運搬 など<br>× 特別管理産業廃棄物の収集運搬の処分 ⇒ 「1709 特別管理産業廃棄物収集運搬」   |
|                | 産業廃棄物処分       | 1708 | 事業活動による廃棄物（専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物を除く）を処分する事業。<br>【内容例示】<br>○ 廃プラスチック類処理、汚泥処理、船舶廃油処理、産業廃棄物埋立 など<br>× 特別管理産業廃棄物の処分 ⇒ 「1710 特別管理産業廃棄物処分」  |
|                | 特別管理産業廃棄物収集運搬 | 1709 | 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう）を収集運搬する事業。<br>【内容例示】<br>○ 特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理汚泥収集運搬、特別管理廃油収集運搬<br>○ 感染性産業廃棄物収集運搬、廃石綿等収集運搬 など<br>× 放射性廃棄物の収集運搬 ⇒ 「1712 その他の廃棄物処理」 |
|                | 特別管理産業廃棄物処分   | 1710 | 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう）を処分する事業。<br>【内容例示】<br>○ 特別管理産業廃棄物処分、特別管理汚泥処分、特別管理廃油処分、感染性廃棄物処分<br>○ 廃石綿等処分、特別管理産業廃棄物埋立 など<br>× 放射性廃棄物の処理 ⇒ 「1712 その他の廃棄物処理」     |
| 死亡獣畜取扱         | 1711          |      | 死んだ獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体、埋却又は焼却する事業。   |
| その他の廃棄物処理      | 1712          |      | その他の廃棄物の処理を行う事業。<br>【内容例示】<br>○ 放射性廃棄物収集運搬・処理 など  |
| <b>自動車整備事業</b> |               |      |   |
| 自動車一般整備        | 1713          |      | 自動車の整備修理を総合的に行う事業。<br>【内容例示】<br>○ 自動車整備事業、自動車修理事業、オートバイ整備修理事業   |
| その他の自動車整備      | 1714          |      | 自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行う事業。<br>【内容例示】<br>○ 自動車車体修理事業、自動車溶接事業、自動車再塗装事業<br>○ 自動車タイヤ修理事業、自動車部品整備事業、自動車洗車業 など  |

⑰ 上記以外のサービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容           | 分類<br>番号              | ※    | 内容例示等   |
|----------------|-----------------------|------|---|
| <b>機械等修理事業</b> |                       |      |   |
| 一般機械           | 一般機械修理                | 1715 | <p>一般機械器具の修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボイラ、原動機、農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など）、金属加工機械、繊維機械</li> <li>○ 特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、印刷・製本機械、半導体製造装置など）</li> <li>○ 一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータなど）</li> <li>○ 工業用ミシン、事務用機械（複写機、金銭登録機など） など</li> </ul>   |
|                | 輸送用機械器具修理<br>（自動車を除く） | 1716 | <p>自動車等を除く輸送用機械器具の修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業用運搬車両（フォークリフトなど）、航空機整備、電動カート、電動車いす など</li> <li>× 航空機・航空機用原動機の修理・オーバーホール、船舶の修理（製造能力を有する場合）<br/>⇒ 調査票7欄の「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」</li> <li>× 鉄道事業者が行う鉄道車両の自家修理 ⇒ 調査票7欄の「⑥ 運輸、郵便事業の収入」</li> <li>× 自動車・同附属品の修理 ⇒ 「1713 自動車一般整備」又は「1714 その他の自動車整備」</li> <li>× 自転車修理 ⇒ 「1728 その他の修理」</li> </ul> |
|                | 精密機械器具修理              | 1717 | <p>精密機械器具の修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、医療用機械器具</li> <li>○ 理化学機械器具（電子顕微鏡など）、光学機械器具（写真機、映画用機械、望遠鏡など） など</li> <li>× 時計の修理 ⇒ 「1725 時計修理」</li> </ul>   |
|                | その他の機械修理              | 1718 | <p>その他の機械修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石油機器、ガス機器、温風・温水暖房装置（電気機械器具を除く）</li> <li>○ 調理装置（電気機械器具を除く）、家庭用ミシン、ゴーカート など</li> </ul>  |
| 建設・鉱山機械整備      |                       | 1719 | <p>建設・鉱山機械器具の整備修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設用トラクタ整備業、基礎工事用機械整備業 など</li> </ul>   |
| 電気機械           | 電気機械器具修理              | 1720 | <p>電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具（電子計算機と通信機械器具を除く）の修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具（発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、内燃機関電装品など）</li> <li>○ 民生用電気機械器具（ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、電気掃除機など）</li> <li>○ 電球・電気照明器具、電子応用装置、電気計測器、工業計器、医療用計測器 など</li> </ul>   |
|                | 情報通信機械器具修理            | 1721 | <p>通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置、ATM装置、複合機などの修理業務。</p>   |
|                | その他の電気機械器具修理          | 1722 | <p>その他の電気機械器具修理業務。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネオンサイン、電光表示器、電子楽器、電子応用がん具 など</li> </ul>   |
| 表具             |                       | 1723 | <p>ふすま、びょうぶ、巻物、掛物などの布はく又は紙はりを行う事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表装、びょうぶ張り、障子張 など</li> </ul>   |
| その他修理          | 家具修理                  | 1724 | <p>家具の修理を行う事業。</p>  |
|                | 時計修理                  | 1725 | <p>時計（電気時計を含む）の修理を行う事業。</p>   |
|                | 履物修理                  | 1726 | <p>履物の修理を行う事業。</p>  |
|                | かじ                    | 1727 | <p>手工鍛造、かじを行う事業。</p>  |
|                | その他の修理                | 1728 | <p>その他の修理を行う事業。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車（タイヤ修理を含む）</li> <li>○ 台所用金属器具、のこぎりの目立、はさみ・包丁研ぎ</li> <li>○ 楽器（調律修正を含む）、眼鏡、洋傘、くら、馬具、かばん、袋物類、畳裏返し など</li> </ul>  |

⑰ 上記以外のサービス事業の収入

※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

| 事業内容           |            | 分類<br>番号 | ※ | 内容例示等   |
|----------------|------------|----------|---|---|
| 職業紹介・労働者派遣事業   |            |          |   |   |
| 職業紹介           |            | 1729     |   | 労働者に職業をあっせんする事業。<br>【内容例示】<br>○ 職業紹介事業、労働者募集業、シルバー人材センター  |
| 労働者派遣事業        |            | 1730     |   | 労働者派遣法に該当する労働者派遣事業。<br>【内容例示】<br>× 業務請負は、請け負った業務の内容により、該当する事業に区分します。  |
| その他の対事業所サービス   |            |          |   |   |
| 速記・ワープロ入力      |            | 1731     |   | 速記、ワープロ入力、テープ起しを行う事業。   |
| 複写             |            | 1732     |   | 各種の複写機器を用いて複写物を制作する事業。  |
| 建物<br>サー<br>ビス | ビルメンテナンス   | 1733     |   | ビルの清掃、保守、機器の運転等のサービスを一括して請負う事業。   |
|                | その他の建物サービス | 1734     |   | ビルの清掃、保守、機器の運転、建物消毒、白あり駆除、その他維持管理のサービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>× ビルの清掃、保守、機器の運転等のサービスを一括して請負う事業<br>⇒ 「1733 ビルメンテナンス」   |
| 警備事業           |            | 1735     |   | 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地、貴重品の運搬等における事故の発生を警戒し、防止する事業。   |
| ディスプレイ         |            | 1736     |   | 店舗、博覧会々場、催事などの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請負い、これら施設を総合的に構成演出する事業。  |
| 産業用設備洗浄        |            | 1737     |   | 石油精製所、化学工場、セメント工場、製紙工場、発電所、製鉄所などに設置された各種設備機器、配管設備、貯水槽及び上下水道管を洗浄する事業。  |
| 看板書き           |            | 1738     |   | 屋号などの看板書きを行う事業（単純な加工を伴う場合も含まれます）。<br>【内容例示】<br>× 規格品などを大量生産する場合 ⇒ 7欄の「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」   |
| その他の対事業所サービス   |            | 1739     |   | その他の事業に対するサービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ コールセンター、ガイダンスセンター、テレマーケティング業<br>○ メーリングサービス業、サンプル配布業、ポスティング業<br>○ くず破碎請負業、船舶解体請負業<br>○ 新聞切抜業、集金業、取立業、パーティ請負業、レッカー車業、圧縮ガス充てん業など  |
| その他のサービス       |            |          |   |   |
| 集会場            |            | 1740     |   | 講演会、展示会、集会など、各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業。<br>【収入例示】<br>施設使用料<br>【内容例示】<br>○ 多目的ホール、イベントホール、展示会々場、見本市会場 など<br>× 貸会議室 ⇒ 「1005 事務所等賃貸（1か月未満の賃貸物件）」<br>× 公民館 ⇒ 「1601 社会教育施設提供事業」<br>× 商品展示所（ショールーム） ⇒ 「1739 その他の対事業サービス」 |
| と畜場            |            | 1741     |   | 食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をと殺又は解体する事業。   |
| その他のサービス       |            | 1742     |   | その他のサービスを提供する事業。<br>【内容例示】<br>○ 中央卸売市場、地方卸売市場、家畜保健衛生所 など  |

## Ⅱ 施設・店舗等の形態番号

主たる事業が、下表の「事業の種類」に該当する場合は、形態等の名称、説明・例示を参考にして、調査票の「施設・店舗等形態」欄に該当する「形態番号」を記入してください。

| 主たる事業           |       | 施設・店舗等形態   |   |
|-----------------|-------|------------|---|
| 事業の種類           | 形態番号  | 形態等の名称     | 説明・例示   |
| 学術・開発研究事業       | 11    | 理学研究所      | 物理学、化学、地学、生物学、数学などの理学に関する研究、開発を行う事業所  |
|                 | 12    | 工学研究所      | 建築学、材料工学、応用化学、機械工学、電気・電子工学、情報・通信工学などの工学に関する研究、開発を行う事業所  |
|                 | 13    | 農学研究所      | 農・園芸学、畜産・獣医学、林学などの農学に関する研究、開発を行う事業所   |
|                 | 14    | 医学・薬学研究所   | 医学、薬学に関する研究、開発を行う事業所  |
|                 | 15    | 人文・社会科学研究所 | 歴史学、文化・人類学、言語・教育学、芸術学などの人文科学及び政治・経済学などの社会科学に関する研究を行う事業所   |
| 宿泊サービス事業        | 16    | 旅館、ホテル     | 【内容例示】<br>○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など  |
|                 | 17    | 簡易宿泊所      | 【内容例示】<br>○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など<br>× ユースホステル ⇒ 「19 会社・団体の宿泊所」   |
|                 | 18    | 下宿所        | 長期間（通常、月単位）食事付きで宿泊を提供する宿泊所  |
|                 | 19    | 会社・団体の宿泊所  | 【内容例示】<br>○ 会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など   |
|                 | 20    | リゾートクラブ    | 預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所   |
|                 | 21    | その他の宿泊所    | 【内容例示】<br>○ 合宿所、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など  |
| 飲食サービス事業（次頁へ続く） | 一般飲食店 | 22         | 食堂・レストラン<br>【内容例示】<br>○ 各種料理品を提供するレストラン、食堂 など<br>× 特定の料理品を提供する専門料理店 ⇒ 「専門料理店（23～30）」の該当する形態番号                         |
|                 |       | 23         | 日本料理店<br>【内容例示】<br>○ 天ぷら料理店、うなぎ料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、懐石料理<br>○ すき焼料理店、しゃぶしゃぶ料理店、牛丼店 など                                    |
|                 | 専門料理店 | 24         | 料亭<br>【内容例示】<br>○ 料亭、待合   |
|                 |       | 25         | 中華料理店<br>【内容例示】<br>○ 中華料理店、中華レストラン、餃子専門料理店 など   |
|                 |       | 26         | ラーメン店   |
|                 |       | 27         | 焼肉店<br>【内容例示】<br>× 韓国料理店(焼肉店を除く)、ステーキハウス、バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店<br>⇒ 「30 その他の専門料理店」                                      |
|                 |       | 28         | そば、うどん店   |
|                 |       | 29         | すし店<br>【内容例示】<br>× 持ち帰り専門すし店 ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」<br>× 宅配すし店 ⇒ 「38 配達飲食サービス店」   |
|                 |       | 30         | その他の専門料理店<br>【内容例示】<br>○ カレー料理店、スパゲティ店、ステーキハウス、ハンバーグレストラン<br>○ バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店<br>○ 韓国料理店(焼肉店を除く)、インド料理店、西洋料理店 など |

| 主たる事業の種類           |         | 施設・店舗等形態 |                 |   |
|--------------------|---------|----------|-----------------|---|
| 形態番号               | 形態等の名称  | 説明・例示    |                 |   |
| 飲食サービス事業(つつぎ)      | その他の飲食店 | 31       | 酒場、ビヤホール        | 【内容例示】<br>○ 酒場、ビヤホール  |
|                    |         | 32       | バー、キャバレー、ナイトクラブ | 【内容例示】<br>○ バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ など   |
|                    |         | 33       | 喫茶店             | 【内容例示】<br>○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、カフェ など<br>× 飲食サービスが主たるサービスでない漫画喫茶 ⇒ 記入不要  |
|                    |         | 34       | ハンバーガー店         | 【内容例示】<br>× サンドイッチ店、ホットドッグ店 ⇒ 「36 その他の飲食店」  |
|                    |         | 35       | お好み焼・焼きそば・たこ焼店  | 【内容例示】<br>○ たこ焼店(店内での飲食設備有り) など<br>× たこ焼店(持ち帰り専門) ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」  |
|                    |         | 36       | その他の飲食店         | 【内容例示】<br>○ フライドチキン店、ドーナツ店、サンドイッチ店、ホットドッグ店、甘味処 など   |
| 飲食サービス事業(つつぎ)      | 持ち帰り・配達 | 37       | 持ち帰り飲食サービス店     | 客の注文により調理した料理品をその場で販売する飲食サービス店<br>【内容例示】<br>○ 持ち帰り専門すし店、持ち帰り弁当屋、移動販売(調理を行う場合) など<br>× 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号                |
|                    |         | 38       | 配達飲食サービス店       | 客の注文により調理し配達又は客の指定した場所で調理し提供する飲食サービス店<br>【内容例示】<br>○ 宅配ピザ屋、仕出し料理店、配達弁当屋、学校給食センター、ケータリングサービス店 など<br>× 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店(22～36)」の該当する形態番号 |
| 公衆浴場               |         | 39       | 一般公衆浴場          | 地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)によって入浴料金が統制されている施設又は、当該施設の配置について、都道府県の条例による規制の対象となっている施設。                       |
|                    |         | 40       | その他の公衆浴場        | 【内容例示】<br>○ 日帰り温泉施設、スパ、スーパー銭湯、健康ランド、サウナ風呂 など  |
| 映画館、興行団、興行施設など     |         | 41       | 映画館             | 常設の映画館及び映画館の賃貸を行う事業所  |
|                    |         | 42       | 劇場              | 演劇を提供する事業所及び劇場を賃貸する事業所  |
|                    |         | 43       | 興行場             | プロ野球、プロサッカー、サーキット場(プロのレース興行用)、相撲、落語などの娯楽を提供する事業所及び興行場の賃貸を行う事業所<br>【内容例示】<br>○ 野球場(プロ野球用)、サーキット場(プロのレース興行用) など                           |
|                    |         | 44       | 劇団              | 契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所<br>【内容例示】<br>○ 劇団(劇場が設置されていない場合)、俳優、芸能プロダクション など<br>× 劇場が設置されている劇団 ⇒ 「42 劇場」                                   |
|                    |         | 45       | 楽団、舞踊団          | 音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所<br>【内容例示】<br>○ 楽団、オーケストラ、バンド、舞踊団、歌手(フリー) など<br>× 劇場が設置されている楽団 ⇒ 「42 劇場」   |
|                    |         | 46       | 演芸・スポーツ等興行団     | 契約により出演又は自ら公演し、落語、野球、相撲、ボクシングなどの娯楽を提供する事業所<br>【内容例示】<br>○ 落語家業、プロ野球団、相撲部屋、ボクシングジム(プロボクサーが所属している場合) など<br>× 興行場が設置されている場合 ⇒ 「43 興行場」     |
| 競輪・競馬等の競走場、競馬等の競技団 |         | 47       | 競輪場             | 競輪場及び競輪場の施設を提供する事業所   |
|                    |         | 48       | 競輪競技団           | 競輪を施行、開催及び競輪選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所  |
|                    |         | 49       | 競馬場             | 競馬場及び競馬場の施設を提供する事業所   |
|                    |         | 50       | 競馬競技団           | 競馬を施行、開催及び騎手の免許、訓練など競馬に附帯する事業を行う事業所   |
|                    |         | 51       | 自動車・モーターボートの競走場 | 小型自動車・モーターボート競走場及び自動車・モーターボート競走場の施設を提供する事業所   |
|                    |         | 52       | 自動車・モーターボートの競技団 | 小型自動車、モーターボートの競走の施行、開催及び選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所  |

| 主たる事業              | 施設・店舗等形態 |                |   |
|--------------------|----------|----------------|---|
| 事業の種類              | 形態番号     | 形態等の名称         | 説明・例示   |
| スポーツ施設提供事業（興行場を除く） | 53       | 体育館            | 各種のスポーツ（バレーボール、バスケットボール、バドミントン、器械体操など）を必要に応じて室内で行うことができるように多目的に設備された施設  |
|                    | 54       | ゴルフ場           | ゴルフ競技を行うための施設を提供する事業所で、以下の条件を満たすもの<br>① 18ホール以上あり、ホールの平均距離が100メートル以上のもの<br>② 9ホール以上あり、ホールの平均距離が150メートル以上のもの<br>× ①又は②の条件を満たさないゴルフ場 ⇒ 「55 ゴルフ練習場」  |
|                    | 55       | ゴルフ練習場         | ゴルフの練習施設を提供する事業所で、ゴルフの打放しや「54 ゴルフ場」に該当しないゴルフコース（ショートコースなど） など   |
|                    | 56       | ボウリング場         | ボウリング競技を行うための施設   |
|                    | 57       | テニス場           | テニス競技が可能なコートテニス場  |
|                    | 58       | バッティング・テニス練習場  | バッティング（野球）の練習施設又はオートテニスなどテニスの練習施設   |
|                    | 59       | フィットネスクラブ      | 室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員にスポーツ、体力の向上などのトレーニングの機会を提供する事業所   |
|                    | 60       | その他のスポーツ施設提供   | 興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うためのその他のスポーツ施設<br>【内容例示】<br>○ 陸上競技場、野球場、サッカー場、馬術場、漕艇場、競泳プール<br>○ バレーボール場、柔道場、剣道場、弓道場 など<br>× 体育館内にあるバレーボール場 ⇒ 「53 体育館」<br>× プロスポーツの興行を主とする施設 ⇒ 「43 興行場」<br>× スポーツ教室などスポーツ教授を主とする事業所 ⇒ 記入不要 |
| テーマパーク・遊園地         | 61       | 公園             | 樹木、池等の自然環境を有して、娯楽の提供或いは休養を与える場所<br>【内容例示】<br>○ 公園、庭園、公園管理事務所  |
|                    | 62       | 遊園地（テーマパークを除く） | 常設の遊戯施設を有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことで利用することができる施設  |
|                    | 63       | テーマパーク         | 入場料をとり、文化、歴史、科学又は非日常的な特定のテーマのもとに、テーマに関連する常設かつ有料のアトラクションを有する施設   |
| 遊戯場事業              | 64       | ビリヤード場         | ビリヤードを行うための施設   |
|                    | 65       | 囲碁・将棋所         | 囲碁・将棋などを行うための施設   |
|                    | 66       | マージャンクラブ       | マージャンを行うための施設   |
|                    | 67       | ゲームセンター        | スロットマシン、アーケードゲームなどの遊戯を行うための施設   |
|                    | 68       | その他の遊戯場        | ビンゴ、射的など、その他の遊戯施設   |
| 社会教育施設提供事業         | 69       | 公民館            | 市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の活動を行う事業所   |
|                    | 70       | 図書館            | 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆又は特定人の利用に供する事業所  |
|                    | 71       | 博物館、美術館        | 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して一般公衆の利用に供する事業所（野外博物館も含まれます。）  |
|                    | 72       | 動物園、植物園、水族館    | 一般公衆に対して動植物を観覧させる事業所  |
|                    | 73       | 青少年教育施設        | 心身ともに健全な青少年を育成するために青少年教育活動を行う事業所  |
|                    | 74       | その他の社会教育施設     | 上記以外の社会教育施設<br>【内容例示】<br>○ 女性教育施設、勤労者家庭支援施設 など  |

紙へリサイクル可